農地法許可申請・届出に必要な書類一覧

　　　　　　　　　　　　　　　　（令和６年２月現在）

|  |  |
| --- | --- |
| ★３条許可申請（農地を農地として取得、又は権利を設定、移転する場合）【条件】不耕作地、貸付農地、無断転用がなく、申請者自ら耕作を行う意思があること等。 | ★４条許可申請（市街化調整区域の農地を所有者が、自ら転用する場合） |
| ★５条許可申請（市街化調整区域の農地を所有権移転又は権利の設定等を受けて転用する場合） |
| 書　類　名 | 提出部数 | 備　　　　考 | 書類名 | 提出部数 | 備考 |
| □許可申請書□案内図（2500分の１程度）□公図の写し□農家台帳の写し□誓約書□営農計画書□通作図（自宅から申請地まで）□土地登記簿　謄本□所有・借受農地全ての案内図（2500分の１程度）□所有・借受農地全ての公図 | ２２２１(原本)１１１１(原本)１１ | ･押印は任意･場所を朱色で示すこと･場所を朱色で示すこと･譲受人の住所地の農業委員 会の原本証明があるもの･耕作放棄、転売しない旨の 誓約･所有農地も全て記入･通作経路を色で示すこと･概ね3ヶ月以内のもの※1･場所を色で示すこと･場所を色で示すことなお、申請地が下記※2にあたる場合、愛知用水土地改良区に「組合員資格喪失通知書」の提出が必要な場合がありますのでご確認ください。（Ｃ参照） | * 許可申請書

□委任状（代理申請の場合）□案内図（2500分の１程度）□公図の写し（周辺地番及び地目　の入ったもの）□建物平面図、建物配置図兼排水　計画図（建物を伴う場合）□利用計画図兼排水計画図（駐車場、資材置場の場合）□計画平面図、現況平面図、縦横　断面図、流量土量計算書、搬出　経路図、排水経路図（土砂採取等一時転用の場合）□農地転用協議書（土地改良区内の場合）□排水承諾書（土地改良区内の場合）□愛知用水土地改良区の意見書（愛知用水受益地の場合）□住民票 □農家台帳の写し (農家住宅、農業用施設の場合）□利用計画並びに既存施設との関連　を明かにした理由書□必要な資力及び信用があることを証する書面□事業証明書又は確定申告書の写し、納税証明等（個人で資材置場や駐車場を申請する場合）□事業計画書（資材置場、駐車場、店舗等の場合）□土地登記簿謄本□事業終了後における原状回復の措　置を記載した書面（一時転用の場合）□法人の定款又は寄付行為の写し、法人の登記簿謄本、決算書（譲受人が法人の場合）□駐車台数の根拠（駐車場や駐車場をともなう施設等の場合）□学校との協定書の写し（大学等の学生寮の場合）□戸籍謄本（申請者に未成年が含まれている場合）□始末書（無断で転用されている場合） | ３２３３３３３２(原本１)２(原本１)２(原本１)２(原本１)２(原本１)２(原本１)２２２(原本１)２(原本１)２(原本１)２２(原本１)２２(原本１)２(原本１) | ･押印は任意･場所を朱色で示すこと･場所を朱色で示すこと･雨水・汚水の排水経路等を色で示すこと･建築面積、建蔽率(22～60％)のわかるもの･雨水・汚水の排水経路等を色で示すこと･雨水・汚水の排水経路等を色で示すこと･照会して指示を受けてください（Ａ参照）･照会して指示を受けてください（Ｂ参照）･照会して指示を受けてください（Ｃ参照）･譲渡人の住所が登記簿上と異なる場合 ･譲受人の住所地の農業委員会の原本証明があるもの・残高証明書、融資証明書等・コピー、プリントアウトを添付してもよい･申請者本人で原本証明したもの、その写し･概ね3ヶ月以内のもの※1･申請者本人で原本証明したもの、その写し･必要最小限の駐車台を 計算式等により明示すること･申請者本人で原本証明したもの、その写し |
| ★４条１項７号届出（市街化区域の農地の所有者が、自ら転用する場合） |
| ★５条１項６号届出（市街化区域の農地の所有権が権利移転等をして転用する場合） |
| 書　類　名 | 提出部数 | 備　　　考 |
| □届出書□案内図（2500分の１程度）（区画整理中で、案内図を用いての申請地の特定が困難な場合、区画整理地内全域を記したブロック図）□公図の写し（区画整理中の所はブ ロック図）□仮換地証明書（区画整理中の場合）□土地登記簿　謄本 | ２２２２(原本１)１(原本) | ･押印は任意･場所を朱色で示すこと･場所を朱色で示すこと･概ね3ヶ月以内のもの※1なお、届出地が下記※3にあたる場合、愛知用水との協議及び決済金の支払いが必要な場合がありますのでご確認ください。（Ｃ参照） |
| 【注意事項】　　※1登記簿上の住所が住所変更により現住所と異なる場合には、住民票抄本を添付してください。その他いずれの場合も、必要に応じて添付書類を追加される場合がありますので、ご承知おきください。　　　　　　　　※2草掛、中池、東原、棒振、横道、岩作石田、岩作浮江、岩作内万場、岩作落合、岩作欠花、岩作壁ノ本、岩作五反田、岩作権代、岩作三ヶ峯、岩作下島、岩作下田、岩作蛇洞、岩作白針、岩作城の内、岩作隅田、岩作高根、岩作塚本、岩作長筬、岩作西浦、岩作福井、岩作宮前、岩作向田、岩作元門、岩作桃ノ木洞、岩作八瀬ノ木、岩作藪田（50音順）　　　　　　　　※3荒田、杁ヶ池、氏神前、喜婦嶽、下山、砂子、戸田谷、東狭間、東原山、武蔵塚、岩作向畑、山越、山野田（50音順）【締切日】　　　農地法第３条、第４・５条（調整区域）　　　　　　毎月８日（休日の場合、翌開庁日）　　　　　　　　農地法第４・５条（市街化区域）　　　　　　　　　随時受け付け【照会先】　　　Ａ　愛知用水土地改良区　三好事務所　　℡０５６１－３２－２３６５　　　　　　　　Ｂ　愛知用水土地改良区　岩作工区　　市役所東分庁舎２階　　　　　　　　Ｃ　愛知用水土地改良区　三好事務所　℡０５６１－３２－２３６５ |